

平成30年度 名護市職員採用候補者試験案内

沖縄県名護市港一丁目1番1号

名護市 総務部 総務課

TEL：0980-53-1212(内線214)

FAX：0980-53-6210

<http://www.city.nago.okinawa.jp/index.html>

第1次試験日

平成29年9月17日(日)

試験会場

名桜大学構内北部生涯学習センター及び名護市消防本部(新庁舎)

申込受付期間

平成29年8月1日(火)～8月18日(金)

8:30～17:15(12:00～13:00除く)

土曜日、日曜日及び祝日を除く。

郵送の場合は、8月18日(金)までの消印があるもの限り受け付けます。

平成30年度名護市職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

1 職種、従事する業務内容及び採用予定数

職 種		業 務 内 容	採用予定数
行政職	上級	市長事務部局、教育委員会、水道部局及び各行政委員会事務局において、それぞれの行政事務に従事します。	若干名
	中級		
	初級		
行政職 B (社会福祉士)		市長事務部局、教育委員会において、社会福祉業務に従事します。	
行政職 C (社会教育主事)		市長事務部局(各支所)、教育委員会において、社会教育業務及び地域づくり支援業務に従事します。	
消防職	上級	消防本部、消防署において消防業務及び救急業務に従事します。	
	中級		
	初級		
技術職 (土木)	上級	市長事務部局、教育委員会、水道部局等において土木技術業務に従事します。	
	初級		

技術職 (建築)	上級	市長事務部局、教育委員会、水道部局等において建築技術業務に従事します。	若干名
	初級		
技術職 (電気)	上級	市長事務部局、教育委員会、水道部局等において電気技術業務に従事します。	
技術職 (化学)	上級	市長事務部局、教育委員会、水道部局等において化学技術業務に従事します。	
保 健 師		市長事務部局において、保健業務に従事します。	

※ 採用後に人事異動等により、受験区分以外の職種に異動になることがあります。

2 受験資格

(1)各職種、試験区分ごとに次のような受験資格があります。

職種	試験区分	受 験 資 格
行政職	上級	① 昭和 63 年 4 月 2 日以降に出生した者 ② 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した者（平成 30 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者を含む）又はこれと同等以上の学力があると認められる者（*注 1）
	中級	① 昭和 63 年 4 月 2 日以降に出生した者 ② 学校教育法に基づく短期大学・専門学校を卒業した者（平成 30 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者を含む）又はこれと同等以上の学力があると認められる者（*注 2） ただし、行政職上級の受験資格を有する者は除く
	初級	① 昭和 63 年 4 月 2 日以降に出生した者 ② 学校教育法に基づく高等学校を卒業した者（平成 30 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者を含む） ただし、行政職上級及び行政職中級の受験資格を有する者は除く
行政職B (社会福祉士)		① 昭和 63 年 4 月 2 日以降に出生した者 ② 社会福祉士資格を有する者
行政職C (社会教育主事)		① 昭和 63 年 4 月 2 日以降に出生した者 ② 社会教育主事資格を有する者又は平成 30 年 3 月 31 日までに取得見込みの者

消防職	上級	<ul style="list-style-type: none"> ① 昭和 63 年 4 月 2 日以降に出生した者 ② 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した者（平成 30 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者を含む）又はこれと同等以上の学力があると認められる者（*注 1） ③ 普通自動車運転免許所持者（平成 30 年 3 月 31 日までに取得見込みの者を含む）で、かつ、視力（矯正視力を含む）が両眼で 0.7 以上、一眼がそれぞれ 0.3 以上、色覚正常その他身体が業務遂行に支障のない者
	中級	<ul style="list-style-type: none"> ① 昭和 63 年 4 月 2 日以降に出生した者 ② 学校教育法に基づく短期大学・専門学校を卒業した者（平成 30 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者を含む）又はこれと同等以上の学力があると認められる者（*注 2） ただし、消防職上級の受験資格を有する者は除く ③ 普通自動車運転免許所持者（平成 30 年 3 月 31 日までに取得見込みの者を含む）で、かつ、視力（矯正視力を含む）が両眼で 0.7 以上、一眼がそれぞれ 0.3 以上、色覚正常その他身体が業務遂行に支障のない者
	初級	<ul style="list-style-type: none"> ① 昭和 63 年 4 月 2 日以降に出生した者 ② 学校教育法に基づく高等学校を卒業した者（平成 30 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者を含む） ただし、消防職上級及び消防職中級の受験資格を有する者は除く ③ 普通自動車運転免許所持者（平成 30 年 3 月 31 日までに取得見込みの者を含む）で、かつ、視力（矯正視力を含む）が両眼で 0.7 以上、一眼がそれぞれ 0.3 以上、色覚正常その他身体が業務遂行に支障のない者
技術職 (土木)	上級	<ul style="list-style-type: none"> ① 昭和 63 年 4 月 2 日以降に出生した者 ② 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した者（平成 30 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者を含む）又はこれと同等以上の学力があると認められる者（*注 1） ③ 職種に関わる専門課程を履修した者又は 1 級土木施工管理技士資格を有する者
	初級	<ul style="list-style-type: none"> ① 昭和 63 年 4 月 2 日以降に出生した者 ② 学校教育法に基づく高等学校を卒業した者（平成 30 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者を含む） ③ 職種に関わる専門課程を履修した者又は 2 級以上の土木施工管理技士若しくは測量士補資格を有する者 ただし、技術職（土木）上級の受験資格を有する者は除く

技術職 (建築)	上級	① 昭和 63 年 4 月 2 日以降に出生した者 ② 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した者 （平成 30 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者を含む）又は これと同等以上の学力があると認められる者（*注 1） ③ 職種に関わる専門課程を履修した者又は 2 級以上の建築 士資格を有する者
	初級	① 昭和 63 年 4 月 2 日以降に出生した者 ② 学校教育法に基づく高等学校を卒業した者（平成 30 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者を含む） ③ 職種に関わる専門課程を履修した者又は 2 級建築士資格 を有する者 ただし、技術職（建築）上級の受験資格を有する者は除く
技術職 (電気)		① 昭和 63 年 4 月 2 日以降に出生した者 ② 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した者 （平成 30 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者を含む）又は これと同等以上の学力があると認められる者（*注 1） ③ 職種に関わる専門課程を履修したもの又は電気主任技術者 若しくは第 1 種電気工事士資格を有する者
技術職 (化学)		① 昭和 63 年 4 月 2 日以降に出生した者 ② 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した者 （平成 30 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者を含む）又は これと同等以上の学力があると認められる者（*注 1）で、 職種に関わる専門課程を履修した者
保 健 師		① 昭和 63 年 4 月 2 日以降に出生した者 ② 保健師免許を有する者又は平成 30 年 3 月 31 日までに取得見 込みの者

注 1 「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学したことがある者、同法第 104 条第 4 項に該当する者及び学校教育法施行規則第 155 条第 1 項各号に該当する者で、外国において 4 年制大学を卒業した者などがこれにあたります。

注 2 「同等以上の学力があると認められる者」とは、平成 23 年人事院公示 18 号第 4 項による者等で、次の者を含みます。

- (1) 学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が 2 年以上で、かつ、1,600 時間以上の授業の履修を義務付けている課程を卒業した者又は平成 30 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者
- (2) 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発短期大学校を卒業した者又は平成 30 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者

(2) 欠格条項

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条に該当する者
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 名護市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び場所

第 1 次試験	日時	平成 29 年 9 月 17 日 (日)	集 合 9:10 ※保健師・行政職 B は 13:10 ----- 教養試験 9:30 ~ 11:30 ----- 専門試験 13:30 ~
	試験会場	①北部生涯学習推進センター ②名護市消防本部 (新庁舎)	左記 2 カ所を予定 ※試験会場については、総務課で 指定します。 後日送付の <u>受験票</u> で確認してください。
第 2 次試験	平成 29 年 10 月下旬頃を予定しています。 日時、場所等については、第 1 次試験合格者に直接通知します。		

4 試験の方法

第 1 次試験の内容は、下表のとおりです。

試験科目	職種	区分	内 容
教養試験	行政職・ 技術職・消防職 行政職 C (社会教育主事)		社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能 (120 分)
専門試験	行政職	上級	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係 (120 分)
		行政職 B (社会福祉士)	社会福祉概論 (社会保障及び介護を含む。)、社会学概論、心理学概論 (120 分)
	技術職 (土木)	上級	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画 (都市計画を含む。)、材料・施工 (120 分)
		初級	数学・物理・情報技術基礎 (構造力学、水理学、土質力学)、土木基礎力学、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工 (90 分)
	技術職 (建築)	上級	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画 (都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工 (120 分)
		初級	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工 (90 分)

専門試験	技術職 (電気)	上級	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、 電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学 (120分)
	技術職 (化学)	上級	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、 有機化学・有機工業化学、化学工学 (120分)
	保健師		公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論 (90分)

※1 保健師、行政職B(社会福祉士)については、教養試験はありません。

※2 行政職(中級・初級)、行政職C(社会教育主事)、消防職については、専門試験はありません。

第2次試験の内容は、第1次試験合格者に通知します。

5 受験手続

申込方法	申込先	〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号 名護市 総務部 総務課 人事給与係
	申込手続	受験申込書に必要事項(受験申込書の裏面をよく見て書いてください。)を記入し、62円切手(受験票送付用)をお持ちください。 郵便で申し込む場合は、 簡易書留郵便扱い にし、62円切手を同封してください。
受験票の送付	受験申込書審査等の結果、受験申込を受理したときは、9月上旬に受験票を郵送します。 試験会場は受験票で確認してください。 また、9月9日までに受験票が到着しないときは、名護市総務部総務課人事給与係に連絡し確認してください。	

6 合格者の発表

	期 日	方 法
第1次試験合格発表	平成29年10月13日(金)	合格者に通知する他、名護市役所1階ロビーに掲示、ホームページへ掲載します。
第2次試験合格発表	平成29年11月下旬予定	

7 合格から採用までの経路

(1) 最終合格者は、職種ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、各任命権者が採用候補者名簿の中から採用者を決定します。

なお採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿登載の日から1年間です。

(2) 最終合格者の数は、年間の採用予定数に採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、採用数を上回る合格者数となる場合は合格しても採用にならないことがあります。

8 給与等

採用時における給料額は、おおむね次のとおりです。

行政職上級 178,200円、行政職中級 158,800円、行政職初級 146,100円、

社会教育主事 178,200円、社会福祉士 178,200円

技術職(土木、建築・大学卒) 178,200円 技術職(土木、建築・高校卒) 146,100円

技術職(化学、電気・大学卒) 178,200円

消防職上級 178,200円、消防職中級 158,800円、消防職初級 146,100円

保健師(大学卒) 178,200円、保健師(短大3卒) 164,700円、

このほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当等が支給要件に応じて支給されます。また、職歴等がある場合は、内容に応じて給料の加算調整が行われます。

9 第1次試験に関する注意事項

- (1) 受験票は、忘れずに持参してください。受験票がないと受験できません。
- (2) 試験は、午前9時30分(※保健師・社会福祉士は13時30分)に開始します。どのような理由があっても遅刻は認めません。試験に先立ち各受験教室にて受付、諸注意及び問題等の配付を行います。
午前9時10分(※保健師・社会福祉士は13時10分)までに入室してください。
- (3) 問題の解答は、マークシート方式です。鉛筆はHBを、消しゴムはプラスチック消しゴムを使用してください。
- (4) 試験会場では、試験係員の指示に従って行動してください。試験係員の指示に従わない者、又は不正をした者には退場を命ずることがあります。
- (5) 退場する際に試験問題集、答案用紙等は全て回収しますので持ち出しはいけません。
- (6) 受験教室には、筆記用具・時計その他必需品以外は持ち込まないでください。
- (7) 受験中は、携帯電話等の電子通信機器及び電子計算機、電子辞書等の電子機器の使用は禁止します。
- (8) 車椅子等を利用されている方は、受験申込の際に必ず申し出てください。
- (9) 試験会場では、指定する場所以外での喫煙は禁止します。
- (10) **試験会場は、受験票で確認してください。**
- (11) 消防本部(新庁舎)内駐車場は、利用できません。ネオパークオキナワ及び名護アグリパークの駐車場を用意しておりますので、そちらを利用ください。なお、駐車場における盗難・事故等には当局は一切関与しません。
※オートバイ等は、消防本部(新庁舎)内駐輪場の利用は可能です。
- (12) 暴風時の対応

試験当日、台風が襲来し、暴風警報が発令され、午前8時30分現在で路線バスが運行停止した場合には、第1次試験実施日を、**平成29年10月15日(日)午前9時30分**に延期します。試験会場は名桜大学構内北部生涯学習センター及び名護市新消防本部です。

なお、試験当日に試験が実施されるかどうかの問合せは、午前8時から市職員が待機していますので名護市役所へ問合せください。名桜大学への問合せは御遠慮ください。

また、午前8時30分までにバスが運行再開した場合には、日程どおり試験を実施します。(名護市役所 TEL 0980-53-1212)

10 試験結果の開示

- (1) 試験の結果については、下記の要領により口頭で開示を請求することができます。

試験段階	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者本人	順位及び 総合得点	合格発表の日 から1か月間	名護市 総務部総務課 人事給与係
第2次試験	第2次試験不合格者本人			

(2) 電話による開示請求は受けられません。

(3) 開示を請求される場合は、下記のいずれかの書類（本人確認のため）を持参の上、平日（土日、祝日以外の日）の8:30～17:15（12:00～13:00除く）までに、請求者（受験者）本人が開示場所へお越しください。（代理人は認めません。）

- ・ 運転免許証
- ・ 個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・ 学生証又は社員証
- ・ 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書又は資格証明書等

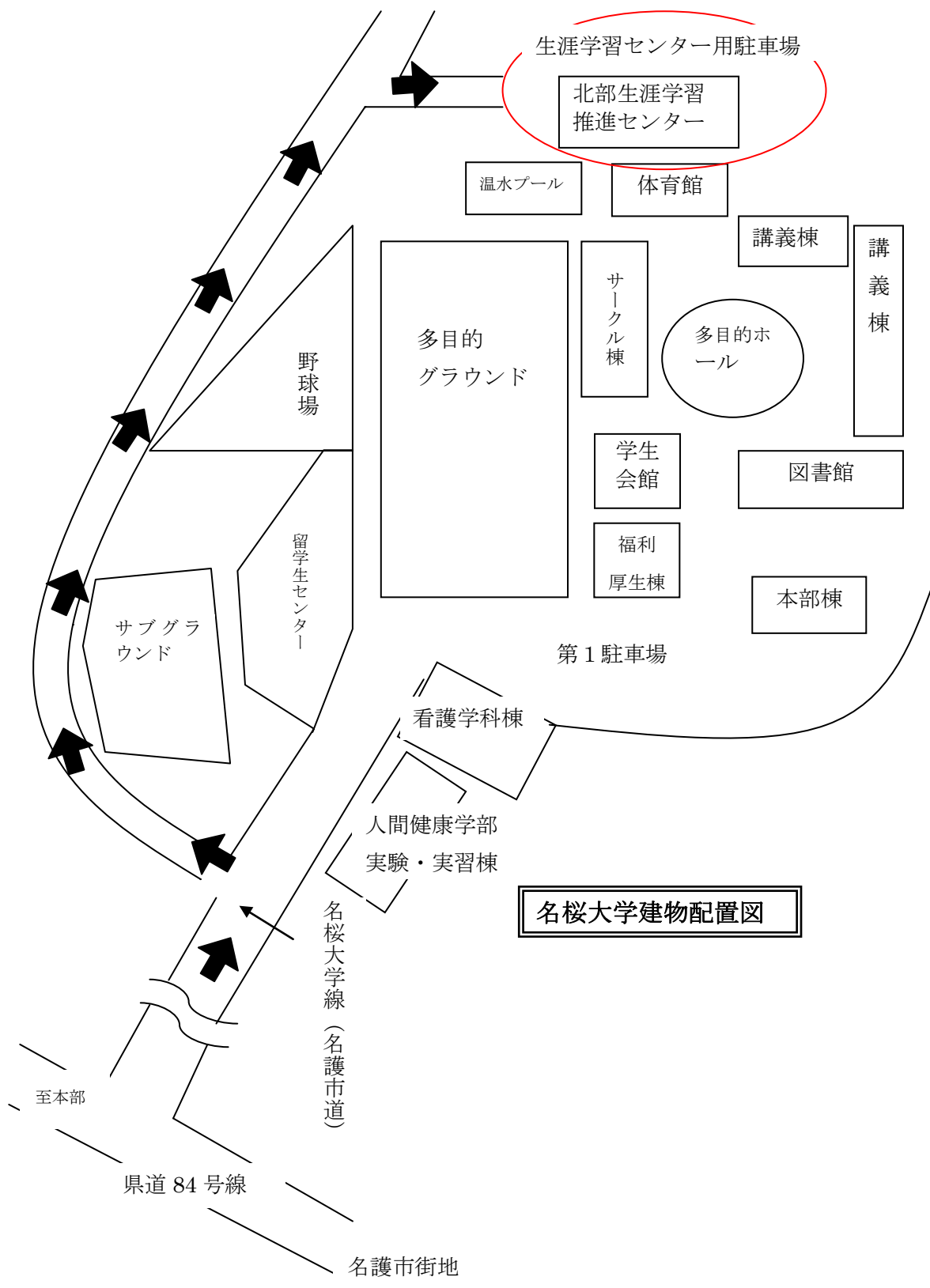
試験会場案内図

第1次試験会場は、名桜大学構内 北部生涯学習センター及び名護市消防本部（新庁舎）です。

※試験会場は、受験票で確認してください。

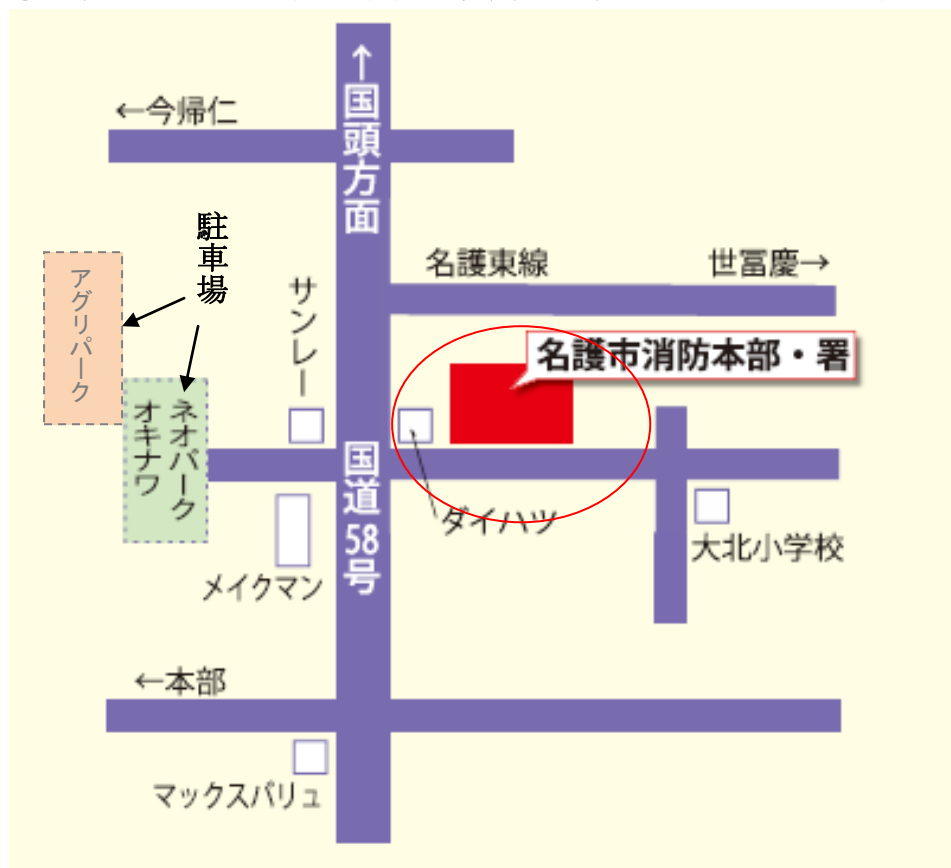
①名桜大学 住所：名護市字為又 1220-1





名桜大学建物配置図

②名護市消防本部（新庁舎） 住所：名護市大北3丁目31番50号



※名護市消防本部（新庁舎）内駐車場は、利用できません。ネオパークオキナワ及び名護アグリパークの駐車場を用意しておりますので、そちらを利用ください。【オートバイ等は、消防本部（新庁舎）内駐輪場の利用は可能です。】なお、駐車場における盗難・事故等には当局は一切関与しません。